

石狩市介護保険条例の一部改正 (消費税増税に伴う介護保険料の軽減(令和2年度分))

1. 案件の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが創設され、平成 27 年 4 月から一部実施（第 1 段階のみ）されています。

令和元年 10 月の消費税率 10%への引上げに合わせ、更なる軽減強化が行われ（介護保険法施行令の改正による。）、これに合わせ、石狩市においても介護保険料の軽減（第 1 段階から第 3 段階まで。石狩市介護保険条例の改正による。）を行いました。

低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みは、令和 2 年度に政令の一部改正により完全実施される予定であり、今回のパブリックコメントは、この政令の一部改正が行われることを前提としています。

■改正前後の各段階保険料

保険料段階		平成30年度	平成31年度	改正案 (令和2年度)
第1段階	基準額に対する割合	0.45	0.375	0.3
	保険料額(円)	27,810	23,170	18,540
第2段階	基準額に対する割合	0.625	0.5625	0.5
	保険料額(円)	38,620	34,760	30,900
第3段階	基準額に対する割合	0.75	0.725	0.7
	保険料額(円)	46,350	44,800	43,260

- ・第7期計画期間（平成 30～令和 2 年度）における基準額：61,800 円
- ・第4段階以降は現行から変更なし。

2. 意見募集期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 4 月 15 日（水）まで

3. 検討結果の公表予定時期

令和 2 年 5 月